

ジョン・デューイと 第二次世界大戦

小西中和

Nakakazu Konishi

滋賀大学 / 名誉教授

I はじめに

不戦条約は1928年にパリで世界の多数の国々によって調印され、国際紛争を解決する手段として戦争を放棄し、平和的手段による解決を約束したことによって有名である。この条約は別名「ケロッグ・ブリアン条約」ともいわれるように、アメリカのケロッグ国務長官とフランスのブリアン外相がその成立過程において主導的役割を果たした。そしてケロッグ長官の背後には、1920年代におけるアメリカの平和運動の展開があった。この運動には国際政治へのアメリカの積極的な介入に反対し、国際連盟への加入を拒否する孤立主義と呼ばれる立場と、積極的な介入と連盟への加入を主張する国際主義と呼ばれる立場の二つのグループが存在していた。

両者の主張は戦争の放棄という点で一致し、不戦条約の成立を推進したのであるが、決定的な違いがあった。それは条約に違反して紛争解決のために戦争に訴える国が出てきたときに制裁を認めるかどうかということであった。国際連盟は規約に違反して戦争を行う国に対して加盟国全体による制裁を行う仕組みを持っていた。アメリカが連盟への加入を拒否した理由はこの制裁への反対であり、それによりアメリカが外国の戦争に巻き込まれるのは嫌だというのが孤立主義の主張の要点であった。他方で、国際主義の立場は違犯国に対する制裁が必要だと考え、連盟への加入を主張していた。

この対立は、不戦条約の交渉過程において国際連盟との結合を目指すフランスとそれを拒否するアメリカの対立となって現れたが、結局は制裁に関する規定を条約に一切含めない形で決着した。

1) 小西の一連の論文。Howlett, 147-141. Ratner, S., 380-386. Bullert, 160-165. Westbrook, 510-513. これらにおいても第二次大戦期のデューイの態度変化をもたらし思考の筋道について具体的な説明が乏しいように思われる。日本では、デューイの平和思想についてもっばら1920年代の戦争違法化思想が取り上げられており、第二次大戦期を詳しく扱う研

さて、孤立主義の立場から不戦条約の成立を熱心に推進した運動団体に「アメリカ戦争違法化委員会」があった。これはレヴィンソンというシカゴの弁護士をリーダーとして組織された。レヴィンソンの盟友として運動に参加し、特に理論的側面で熱心に協力したのがアメリカの哲学者として著名なジョン・デューイであった。

戦争と平和についてのデューイの軌跡をたどってみれば、第一次大戦期のアメリカの参戦支持から戦間期の戦争違法化思想に基づく戦争反対へ、そして第二次大戦期の参戦支持へ、さらに冷戦政策の支持へというように、かなりの振幅を示している。筆者は彼の思想の展開についていくらかの検討を試みたことがあるが、戦間期から第二次大戦への彼の態度の変化について納得的な理解ができなかった。戦争反対から戦争支持へ向かう彼の思考の筋道をうまく説明することが困難に思えたのである¹⁾。

本稿では、最終的に第二次世界大戦へとなだれ込む1930年代の国際政治の激動にデューイがどう対応したのかという観点から、彼の態度変化のプロセスをさぐってみたい。

II 満州事変

1. 満州事変と諸国の対応

1930年代の国際政治の推移へのデューイの対応は、重大事件の続発にもかかわらず、戦争違法化思想の立場を堅持していたと言ってよい。まず試金石となったのは、不戦条約に対する最初の侵犯として現れた満州事変への対応であった。

1931年9月18日に日本軍が中国東北地域（満州）で行動を起こし、いわゆる満州事変が勃発し

た。さらに翌年1月28日に戦火が上海に飛び火した。中国政府は日本の行動について国際連盟規約と不戦条約に違反する軍事行動だとして、連盟に規約11条と15条に基づく措置をとるよう提訴した²⁾。

しかし、イギリスやフランスなどの国際連盟内の大国は、日本に直接圧力をかけるような行動に出なかった。つまり、国際連盟は日本政府に対して軍事行動の停止を求めつつも、その制裁スキームを発動しなかった。そして事態の把握のために「リットン調査団」を派遣した。

アメリカ政府は国際連盟との協力を維持しつつアメリカの判断と行動の自由を保持するために、スティムソン国務長官が1932年1月7日に「不承認宣言」（スティムソン・ドクトリン）を発表した。他の諸国にも同様の宣言をなすことを呼びかけていた。

それは不戦条約に違反する手段によって生じたすべての「一切の状態、条約、協定」を承認しないということであった。スティムソンは不承認宣言が制裁手段を持たない不戦条約の弱点を補うものと考えた。それは国外の紛争にアメリカは巻き込まれるべきではないとする当時の孤立主義的な国民感情に一致するものでもあった。

リットン調査団は1932年10月に報告書を提出した。そこには、日本の軍事行動を自衛のためと認めないこと、日本が満州に特殊な権益を持っていることを認めるが、問題の解決は国際連盟規約、不戦条約、九カ国条約と合致すべきであること、そして満州国を承認しないことが勧告されていた。

1933年2月24日に総会がリットン報告書を承認し、スティムソン宣言の不承認主義が国際連盟のよって採択された。これを受けて日本は3月27日に

究は管見のかぎりではほとんどない。久野、大沼、井上、河上、三牧、森田は全体主義へのデューイの態度という視点からこの時期を論じているユニークな作品である。久野と河上は戦争違法化思想に日本国憲法9条の思想的淵源を探るという視点を強く出している。

なお、不戦条約成立過程における国際主義と孤立主義の

交錯については、Chatfield, DeBenedetti, Stoner, 大沼、三牧が詳しく検討している。

2) 本稿において歴史的事実の記述については、主に Shannon と齊藤に拠っている。

国際連盟を脱退した。そして10月14日にはドイツの脱退が続いて、国際連盟が弱体化が始まった。

2. デューイの見方

満州事変が発生してからすぐに、アメリカの言論界や国民世論の中に「不戦条約は戦争を防止しなかった、宣戦布告を防止しただけだ」として不戦条約を役に立たない「紙くず同然」とみなす意見が広がった。これには不戦条約が戦争を防止しなかったのは制裁規定を欠いていたからであり、したがって日本の行動を抑えるために国際連盟による制裁の発動とそれへのアメリカの協力が必要だという主張が伴っていた。それは国際政治へのアメリカの積極的な介入を期待する国際主義的な立場からの主張であった³⁾。

デューイは「現在の状況で平和的手段が日本の軍国主義を抑制することにほとんど成功していない」ことを認めた。しかし、直ちに制裁にたよるのではなく、不戦条約の精神、つまり戦争違法化原則の立場から事態を把握し、あくまで平和的手段による対応を追求すべきだと考えた。そのために紙くずという見方とは違う理解の仕方を提示し、制裁の発動に反対したのである⁴⁾。

(1) 不戦条約の精神

不戦条約は紛争解決の手段として戦争に訴えることを違法とし、したがって他の平和的手段による解決が求められるべきことを宣言した。デューイによれば、その成立は画期的なことであり、「これまでとは違った世界に我々が生きることを名目上ではあれ約束した」。したがって国際政治の見方が変わったのである。不戦条約が「紙くず同然になっ

た」という主張はこのことを十分に理解しておらず、なお旧来の見方にとらわれている⁵⁾。

不戦条約以前の見方では、紛争発生の原因や理由や責任を詮索することが重要であった。しかし今やそうではなくて、日本が紛争解決の手段として戦争に訴えないという不戦条約の約束を破ったことが重要な問題となった。不戦条約はまずそれに関心を集中することを要請しているのである。

日本は不戦条約が従来とは違う世界をもたらしたことについて気づいており、だから中国との戦争状態にあることを公式には認めていない。戦争目的を諸外国に向けて公然と宣伝する代わりに、中国側の挑発に対する自衛のためという理由で行動を正当化しようとしている。デューイはこのことによって不戦条約が「紙くず」ではなくて、「一定の進歩」をもたらしていると理解した。

デューイは国際連盟による制裁の発動を支持しなかった。いかに制裁のためとはいえそれは別の戦争を行うことであり、手段としてのすべての戦争を放棄するという戦争違法化原則と矛盾するからである。他方で、アメリカの国際主義者たちは日本による条約侵犯に対して国際連盟は制裁を発動すべきであり、アメリカ政府はそれに積極的に協力すべきであると主張した。不戦条約を紙くずとみて連盟規約の「牙」(武力制裁)と結びつけようとしたのである。だがデューイから見れば、そのような主張は戦争の合法性を前提にしており、不戦条約以前の考え方に基づくものであって到底賛成できなかった。

では、デューイは日本の行動に対して不戦条約に基づく対応をどのように考えたのであろうか。彼は戦争違法化思想の創始者であるレヴィンソン

3) Dewey 1932a, 191. 本稿においてデューイからの引用・要約は出典を段落の末尾に付する。

4) Dewey 1932b, 207. デューイは制裁をめぐって国際主義の立場のブエルと論争を行っている。Dewey 1932b, Buell. この論争については小西1983でふれている。

5) Dewey 1932a, 192. Dewey, 1932b, 218. 戦争違法化思想

が平和認識における思考方法の「180度転換」であり、国際政治への新しいアプローチであることについて、小西1983で検討している。

6) Dewey 1932a, *ibid.*, 192. レヴィンソンは平和的制裁の方法として不承認主義のほか次に次のことをあげていた。各国において不戦条約を基礎にして戦争の首謀者や扇動者を処罰する法規を制定し、それによって彼らに対する制裁を行う。

が提唱した「平和的制裁」の考え方を採用した。その内容は各国が「不戦条約の下では、戦争による占領や併合によって、あるいは戦争の威嚇の下で、または完全武装の軍隊をみせつけることによって取得された不当な要求、領土、諸権益はすべて無効であると明確に宣言する」という不承認主義の政策であった⁶⁾。

この不承認主義の考え方は先にふれたように、スティムソン宣言の中に採用されてアメリカの政策となり、さらに国際連盟によっても採用された。デューイはそれを不戦条約の下での「一つの重要な進歩」だとして支持したのである。

こうしてデューイから見れば、不戦条約は「紙くず」ではなく、アメリカ政府の外交政策を創り出す「進歩」的機能を果たした。しかし、「紙くず」とみる見方、換言すれば、戦争の合法性を前提する旧来の見方は言論界や世論の中ではびこっており、不戦条約の画期的意味をあいまいにし、損なうような傾向を示していた。例えば、それは日本の軍事行動を不戦条約の「厳粛な誓約への脅威」としてとらえるよりもむしろ、もっぱら「アメリカ国民の生命や財産に対する脅威」として反応するという態度に現れていた⁷⁾。

さらにそこには戦争の合法性を前提にして何よりも「国家の名誉や威信の擁護を考えるという旧来の倫理」が潜んでおり、戦争の放棄という国際的合意の遵守を国家の名誉と結びつけるような新しい考え方は見られなかったのである。

(2) 制裁の実行不可能性

ところで、デューイが制裁に反対した理由には現実的観点から見てそれが実行不可能だという判

断があった。イギリスやフランスのようなヨーロッパの大国は日本に対する制裁の発動に反対した。それらの国の行動を現実に支配しているのは国際連盟規約の制裁条項ではなくて、それぞれの国益であり、したがって「大国間に存在する国家主義的な利害の対立、厄介な問題、怨恨、疑惑、嫉妬が合同的な強制手段の執行を不可能にする」。仮に国際的な制裁を実行できたとしても、結果において紛争の最終的な解決をもたらさず、「現在ある敵対関係を増大し、潜在的な紛争の火種を燃え立たせる」だけに終わるかもしれない⁸⁾。

にもかかわらず、アメリカ国内の連盟支持者たちは制裁を実行しないとって国際連盟を批判している。だがデューイから見れば、「不可能なことを主張するのは—武力の「実行」を語ることに伴うリアリズムの外観にもかかわらず—もっとも非現実的であり」、「空理空論的である」。それに対して、ヨーロッパ諸国の外交のように「制裁に訴えることに伴う危険を理解した上で、武力という手段にたよるといふ扇情的で人目を引くような方針をとるよりもむしろ我慢してそれを拒否することが十分に賢明である」。こうしてデューイは制裁が実現不可能だという彼なりの現実的な判断に基づいて制裁を主張する国際主義者を批判した⁹⁾。

さらに言えば、デューイは仮に制裁が発動されるとすれば、日本国民の怨恨を生み出すことによって軍部の優越的地位と行動を強化するだけであり、紛争の平和的解決には何の役にも立たないと見ていた¹⁰⁾。

かくして、連盟が制裁を発動せず、不承認主義を採用したことを「世界の平和という大義にとって真の貢献だ」と高く評価した。日本は行動を停止

国際裁判所が不戦条約違反の審理と判決を行うことによって世論を支持する。不戦条約締結国は違反事実の調査と情報の共有について相互に連携し協力する。Levinson 1929, 1604-1605.

7) Dewey, *ibid.* 192.

8) Dewey 1932b, 198.

9) Dewey, *ibid.*, 197, 200. 各国が自国の利益に基づき行動するために制裁措置の実際の発動が困難であることは、第二次大戦後の国際連合においても朝鮮戦争の例外的場合を除いて本来の国連軍が組織されていないことに示されている。

10) Dewey, 203-20. 日本の政治や文化の特質に関するデューイの分析については、小西2012で検討した。

しなかったけれども、不承認決議によって「世界の諸国民の道義的判断を団結させ、表出させた」。その結果、日本は「国際世論の前ではほとんど完全に守勢に立たされており、道義的敗北を経験した」。これは不戦条約以降の「世界の新しい状況」を示しており、「平和にとってその効果は計り知れない」と考えた¹¹⁾。

ここには平和認識における道義的要素に注目する理想主義的立場がみられると言ってよい。それは国際紛争の解決を闇雲に武力の行使という手段に訴えようとするのではなくて、平和的手段による解決を究極まで追求する努力を行うべきだと考える戦争違法化思想の立場の表れであった。と同時に、1930年代初めの極東の戦争はまだアメリカに対する脅威とは受け止められていなかったことも確かであった。

しかし、その後の世界はヨーロッパにおける全体主義的国家の台頭とその無法な侵略的行動によって激動化していった。それはデューイの立場を突き崩してしまうほどに過酷なものであった。

III 第二次世界大戦へ

1935年10月にイタリアがエチオピアに侵入するという事件が起きた。国際連盟は経済制裁を発動したが、イタリアの行動は阻止されず、実質的な効果を生みださなかった。アメリカは中立法を適用し、武器の輸出を禁止して、不介入政策を維持した。

1936年3月にドイツ軍がラインラントに進駐し、ヴェルサイユ条約を侵犯した。7月にはスペイン内戦が勃発し、フランコ独裁政権が樹立された。東アジアでは1937年7月に全面的な日中間の戦争

が始まった。1938年9月に英仏による戦争回避のためのドイツ宥和策としてミュンヘン協定が締結された。しかし、ダンツィヒとポーランド回廊をめぐるヒットラーの領土獲得の野望をとどめることはできなかった。1939年8月20日に「独ソ不可侵条約」を締結したうえで、同年9月1日にドイツ軍はポーランドに侵攻した。9月3日にイギリスとフランスはドイツに宣戦を布告して、ヨーロッパにおいて第二次世界大戦が始まった。

1. アメリカ国内での戦争反対の動き

アメリカ国内では、国民世論は圧倒的に孤立主義的であり、戦争に巻き込まれることに反対であった。国民の多くはヨーロッパやアジアにおける対外問題よりも大恐慌をめぐる国内問題に関心をむけ、また第一次大戦への参戦についての挫折の記憶と戦争への嫌悪の感情を抱いていた。外国の戦場に自国の青年たちを送り、アメリカにとって何の成果も得ることなく、無意味な犠牲を出した失敗を再びすべきでないというわけであった。

デューイは1935年7月に「1. アメリカが戦争を行うとき、あなたはどうするか？ 2. もし日本との戦争においてソ連がアメリカと同盟国となる場合は、あなたの決心は変わるか？ 3. もしドイツがヨーロッパのほとんどを制覇する見込みが出てくるときは、破局を防止するために、ドイツとの戦争にアメリカが参加することを支持するか？」と問われて次のように答えた。「1. まずもってアメリカが参戦しないように全力を尽くし、もし参戦したならば、私自身はそれに関与しないようにする。2. 変わらない。3. 現在伝えられている情報の通りであるならば、支持しない」。要するに、アジアやヨーロッパで起きている事件は外国の問題であり、アメリカがそれ

11) Dewey, *ibid.*, 217.

らに巻き込まれる必要はないし、介入すべきではないという態度であり、当時の国民世論と一致していた¹²⁾。

連邦議会は国民世論を反映し、またそれを刺激するように動いていた。1934年春に、ナイ上院議員（共和党）を中心として第一次大戦期の軍需産業を調査する委員会が組織されて、「その汚らしい強欲とごまかし」の実態が明らかにされた。その報告は国民に、「死の商人たち」が第一次大戦へのアメリカの参戦の裏で暗躍していたという感じを抱かせた¹³⁾。

また、議会は一連の中立法を制定して、世界の軍事的紛争へのアメリカの介入を阻止しようとした。1935年8月に「第一次中立法」を成立させ、そこで交戦国双方に無差別に武器の禁輸を課すこと、アメリカの船舶による交戦国向けの軍需品の運搬を禁止することを大統領に義務づける、国民が交戦国の船舶で旅行する際にはリスクを自己負担する、などを規定した。続いて、1936年2月に第二次中立法、1937年5月に第三次中立法が制定されたが、それらは厳格な中立政策を大統領に実施させる内容となっていた¹⁴⁾。

さらに、1937年末に、ルドロウ下院議員（民主党）が、「アメリカとその領土が軍事的に侵略を受けた場合を除いて、宣戦をするには国民投票が必要である」とする憲法修正の提案を行った。ローズヴェルト大統領は下院での修正案の通過を阻止するために強い圧力を行使した。修正案は否決されたが、21票差でしかなく、議会内での戦争反対の意見の強さを示す結果となった。デューイやレヴィンソンはこの修正案を支持した¹⁵⁾。

一方で、ローズヴェルト大統領はドイツ・日本・イタリアの軍国主義的政策に危惧と反発を感じて

おり、1937年10月5日に「侵略国の隔離演説」を行った。「世界に無法という流行病が広がりつつあり、流行病は隔離しなければならない」というのであった。しかし、この演説は介入主義への傾向を含むものと受け取られて、国民に不評であった。当時の世論調査では、外国の戦争に介入しない政策の支持者が94%にのぼり、中立政策の実施について大統領を信用するという国民は31%にとどまっていたのである¹⁶⁾。

2. デューイとマンフォード

ヨーロッパで戦争が起きる半年前の1939年3月に行われたシンポジウムで、デューイは「いかなることが起きても、戦争の局外に立つべきである」として参戦反対の態度を示した。そしてその理由を次のように述べた。

もし次の世界大戦が起きてアメリカが参戦すれば、国内の戦時体制下で厳しい反動的事態が生じるであろう。これは第一次大戦のときに経験したことである。アメリカは「半独裁的国家となり、民主主義的な価値の抑圧」や、また「社会化された民主主義を樹立するためのあらゆる基礎の破壊」が予想される。だから、かかる事態を避けるために参戦をすべきでない。そして、「もし我々が参戦を避けがたいことではないと決心しさえすれば、そして、いかなることが起きようとも、参戦しないと慎重に判断するようになれば、我々は最大の破局から救われるであろう」¹⁷⁾。

しかし、ドイツの侵略的戦争の脅威が高まる中で、アメリカの積極的な対抗策を主張する意見もあった。同じシンポジウムで、哲学者のルイス・マンフォードはデューイと対立する意見を主張していた。

12) Dewey 1935, 200.

13) Shannon, 429.

14) Shannon, 429-431. Jonas, 143-147.

15) Shannon, 432. Jonas, 161-164. デューイやレヴィンソン

の戦争違法化計画の中には、戦争違法化を国際法に規定するときに「国民投票」にかけてその実効化を図るべきだという項目があった。Dewey 1933, 14.

16) Shannon, 431-432.

17) Dewey 1939a, 11.

マンフォードによれば、ファシズム国との戦争はその不可避の結果として自国にファシズムを引き起こすというラディカルたちの主張があるが、「ファシズムが広がることの方が戦争によって生じるかもしれない害悪よりはるかに深刻な脅威である」。彼らはファシズム国に対決しようとせず、宥和策によって戦争を避けようとしているが、それは「世界をファシズムにゆだねることになる」¹⁸⁾。

もしそうなれば、世界はかつて見たことのない「画一的な野蛮と凶暴」に陥ることになるだろう。「近代文明の存在そのものがかかっている」。だから現在起きようとしているファシズム国との戦争は旧来の覇権を求める帝国主義国間の闘争として片づけることはできない。戦争の局外に立つことによって、アメリカが勝利したファシズム国をなだめることができるだろうと考えるなら、それはファシズム国の行動についての極めて未熟な理解を暴露することである¹⁹⁾。

「アメリカは、もし自己の民主主義を大事に思うならば、中立にとどまるべきではない」。ファシズム国を最大の効率をもって打倒し、戦争に伴う害悪の危険を最小にするような政策をとる必要がある。どんな政策であれ、危険を排除することはできない。しかし比較してみれば、厳格な中立政策によってファシズム国の勝利を放置する危険の方がはるかに大きい。だから、マンフォードは民主主義と文明に対するダメージを最小にするためにアメリカの参戦を支持する主張を行ったのである²⁰⁾。

デューイとマンフォードを対比してみれば、マンフォードがナチス・ドイツの脅威を深刻に感じているが、デューイの方は、ヨーロッパの戦争は起きても対岸の火事のようなものであり、巻き込まれなければ、直接に影響を受けることはないと考えてい

たかのものであった。明らかに孤立主義的であり、国内問題優先の一国平和主義的であることを否定できないが、デューイの戦争違法化の立場は現実的にはそのように見える側面も持っていたのである。

しかし、デューイはレヴィンソンと同じように、「戦争の危険が迫るとき、アメリカのなすべき唯一のことが嵐をさける地下壕に駆け込むことだと考えるような極端な孤立主義者」ではなかった²¹⁾。

IV | アメリカの参戦とデューイ

1. アメリカ政府の動き

1939年9月3日に英仏がドイツに宣戦して第二次大戦が始まったとき、ローズヴェルト大統領は「アメリカがこの戦争の局外に立つことを希望する。そうなるように努力する」と述べて中立国の立場を宣言した。アメリカ国民の大多数は、ドイツ側の勝利が災厄をもたらすのではないかという懸念も感じながらも、なおヨーロッパの戦争に直接に巻き込まれることに反対であった。大統領は英仏側の勝利を望みつつも、国民世論の動向を踏まえて、アメリカが全面的な交戦国となることを公的に否定したのである²²⁾。

大統領は1937年中立法を発動し、交戦国への戦争物資の輸出を禁止した。同時に特別議会を招集し、中立法の改正を求めた。それは交戦国に現金・自国船運搬方式でアメリカ製物資の買い付けを認める条項を追加し、条件付きではあるが武器の禁輸を解除するものであった。両院で激論の末に可決され、1939年11月4日に大統領の署名により第4次中立法として発効した。

18) Mumford, 11.

19) Mumford, *ibid.*

20) Mumford, *ibid.* デューイとマンフォードの対比については、Westbrook, 517-514が行っている。

21) Levinson 1936, Dewey 1936.

22) 以下において諸事件の事實的記述については、Shannon, 439-463に拠っている。

1940年春になると戦争は新展開を見せた。ドイツ軍は5月に電撃作戦によってベネルックス三国に侵攻し、6月に入り英仏軍のダンケルク撤退、パリ陥落をもたらした。ヒトラーは西ヨーロッパ諸国を占領下に置き、さらに、空襲や海上封鎖によってイギリスを窮地に追い込んだ。

ローズヴェルト大統領は、表面的には中立の態度を維持しながらも、実際には、「戦争に至らない行動」でイギリス支援を強化し、さらにアメリカの国防体制の充実を推進した。1940年9月2日に、イギリスと駆逐艦供与=基地貸与交換協定を結び、対ドイツ潜水艦戦用に駆逐艦を供与した。また、同年9月16日に平時では初めて選抜兵役法を成立させた。

1940年11月に三選を果たしたローズヴェルト大統領は12月29日の炉辺談話で、「我々は民主主義の大兵器廠にならなければならない」と語った。さらに、1941年1月の一般教書で大統領は「自由な世界を回復し、維持する」ために連合国の支援の強化を国民に訴え、有名な「四つの自由」に基づく世界の樹立を宣言した。

1941年1月10日に、武器貸与法案が下院に提案され、2月8日に260対165で下院を通過し、3月8日に上院において60対31で可決された。さらに、同年5月27日にローズヴェルト大統領は「国家の非常な緊急事態が存在し、したがって国の力と権限の極限までわれわれの防衛力を強化することが必要である」と宣言した。アメリカは直接的な交戦国ではないが、中立を放棄して枢軸国打倒のための政策を打ち出した²³⁾。

1941年6月22日、ドイツ軍がソ連に侵攻してから、ソ連は連合国の側につきドイツと戦うことに

なった。アメリカはソ連に武器貸与法の適用を決定してソ連支援に踏み切った。

さらに、ローズヴェルト大統領はイギリスのチャーチル首相と会談し、同年8月14日に戦争目的と戦後の世界秩序のあり方について共同で宣言する「大西洋憲章」を発表した。

ローズヴェルト政権は1941年8月に選抜兵役法を改正し、兵役期間を12カ月から18カ月へと延長し、国防体制を強化した。

1941年11月13日までに1939年中立法が最終的に廃止され、武装したアメリカ船舶がイギリスに自由に入港できるようになった。また北大西洋においてアメリカ海軍はドイツとイタリアの船舶を発見したらすぐ砲撃する命令を下されていた。これらのことはアメリカが枢軸国との臨戦態勢に入っていたことを示していた。

だが、国民世論はなお直接の参戦を回避することを望んでいた。1941年11月の世論調査は、もし国民投票が実施されるとすれば、戦争に賛成する国民は35%以下だろうということを示していた。多数の国民の感情は、ファシズム諸国が勝利するのは困る、だが、アメリカ自身がその打倒のために戦争に直接参加するのは嫌だ、だから連合国に対して「戦争に至ることなくあらゆる支援を」ということであつた。議会もまた参戦決定に慎重な意見が多く、国外からの攻撃がなければ、アメリカは宣戦を行わないという考えが支配的であつた。

アメリカ政府は戦争回避のための日米交渉を行っていたが、1941年11月26日に、中国からの日本軍の全面撤退を求めるハル・ノートを通告した。最後通牒とも思える内容を見て、日本政府は対米開戦を決意し、12月7日(米国時間)、日本海軍は真珠湾奇襲攻撃を行った。

23) かかるアメリカ政府の行動が「制裁観念の戦争違法化観念への包摂」という国際主義者の主張によって正当化されたプロセスについて、大沼、143頁-146頁が分析している。また、Wright, xiもふれている。

アメリカの国民世論はこれに憤激し、開戦支持へと一気に転換した。翌日、ローズヴェルト大統領は議会に対し宣戦の決定を要請した。上院は全員一致で、下院は一人の反対だけで宣戦を決定した。同日イギリスも対日宣戦布告を行った。12月11日に、ドイツ・イタリアがアメリカに宣戦布告し、またアメリカもドイツ・イタリアに宣戦布告した。こうして、連合国と枢軸国の全面的な世界大戦が始まった。

2. デューイの態度変化

デューイは1939年秋にヨーロッパで開始されたヒトラーの戦争を見ながら次のように述べた。「必要な社会の変化をもたらす手段として戦争を考えることは現在の戦争が終わる時までに致命的な痛みを受ける可能性がある。その場合にもし破壊的な戦争が続くとすれば、それはまったくの野蛮状態への退化の故であり、文明や文化を進歩させる手段としてではない。換言すれば、世界は主として主観的であるような平和主義から技術的かつ科学的な基礎に基づく現実主義的態度へ移行しつつある、指導的政治家や外交官は今後そのことを考慮に入れなければならないように思われる」²⁴⁾。

デューイはナチス・ドイツの軍勢力を前面に押し出す無法な侵略的行動を見せつけられて、E.H.カーの言うユートピアニズムの後退リアリズムの拡大を感じとっていたようである。換言すれば、彼は国際政治における力の現実と戦争違法化思想の弱点についての痛切な認識を迫られていたようであった。

しかし、デューイの参戦反対の態度は1941年12月の日本による真珠湾攻撃まで変わらなかった。1940年秋の大統領選挙で参戦反対を強く主張し

た社会党のノーマン・トーマス候補を支持したのもその表れであった。だが、彼の内面では参戦反対とナチス・ドイツの脅威への不安の増大が交錯する状況が続いていた。知人たちに出した手紙にそのことがうかがわれる。

1939年10月23日付のMax Ottoへの手紙では、「どんなことがあっても参戦しないという国民全体の決意が重要だ」と述べた²⁵⁾。

1940年春以降のドイツ軍の電撃作戦により西ヨーロッパ諸国が降伏し、イギリスが窮地に追い込まれる情勢が出現すると、参戦に反対しながらもナチス・ドイツの勝利に対する不安が大きくなっていった。

1941年3月6日付のFarrelへの手紙で、「もしヒトラーが勝利すれば、アメリカが参戦してヒトラーを打倒するよりも、われわれの軍国主義化と統制は長く続き、また厳しくなるだろう」と述べている²⁶⁾。

デューイは1939年3月に参戦反対の理由として、戦時下における反動的体制の出現と市民的抑圧の危険性を指摘していた。だがここでは、参戦しないでドイツの勝利を放置した場合にはドイツとの戦争の脅威に備えてアメリカ国内での軍国主義化と統制がより厳しくなるという判断を持つにいたっている。もしそうであるならば、アメリカが今参戦してドイツを打倒する方がよりましではないかということであり、先にふれたマンフォードの意見に近づいていた。

3月21日のFlynnへの手紙には参戦反対とドイツの脅威への不安が見てとれる。「国民の多くと同じように、私はアメリカの参戦に反対している。そして、現在のドイツが文明と人道に対するジンギス

24) Dewey 1939b, 250.

25) Dewey 1939b.

26) Dewey 1941b.

27) Dewey 1941c.

28) Dewey 1941d.

カン以来の最大の脅威であることは疑いえないとも思っている」²⁷⁾。

1941年5月24日のRodmanへの手紙ではこうも述べている。「私は決して絶対的平和主義者であったことはない。だが、今でもアメリカが戦争を回避できることを希望している。私は最初から、もしアメリカが参戦をすれば、できるだけ遅い方が最善だと考えてきた。ナチスが打倒されなければ、アメリカが永久に軍国主義化されることが今や明らかである」²⁸⁾。

ドイツ軍がソ連に侵攻した後の1941年7月29日のFarrelへの手紙では次のような見方を示した。「ソ連が実際に勝利する場合、スターリンの権力や威信が喪失する代わりにスターリンによるボルシェヴィズムの回復が生じることを心配する。スターリンがドイツ軍を立ち往生させ、イギリスに対するドイツの勝利の可能性をなくすこと、そしてアメリカの参戦の見込みを低下させることを望んでいる」。ここにはスターリン独裁体制への反感、ドイツの敗北とアメリカの参戦回避への期待というデューイのいささか身勝手な願望が見てとれる²⁹⁾。

参戦したときの国内の反動体制の出現に関しては、同年8月9日のKang-chen Tuanへの手紙で、「戦時において市民的自由の一定の制限は避けがたい。しかしそれは必要悪として認識されるべきである」と述べるようになった³⁰⁾。

以上の手紙からうかがえるように、デューイはナチス・ドイツが勝利することを心配しながら、なおアメリカが戦争に直接的に巻き込まれないことを希望していた。しかし、アメリカが連合国として参戦して枢軸国を打倒する方が参戦しないでドイツの勝利を放置する場合よりも脅威が少ないだろうと考えるようになっていった。そして、自分がいかな

る事態においても武力行使に反対するような絶対的平和主義者ではないことを述べて戦争を受け入れる方向に進んでいた。これは当時の国民世論とほとんど軌を一にするものであった。したがって、日本軍による真珠湾の奇襲攻撃を受けて議会と政府が大戦への参戦を決定したとき、デューイはそれを容認したのである。

3. 参戦支持の論理

(1) 自衛の権利

デューイが一貫してアメリカの参戦に反対しながら、最終的にはそれを容認したという事実は彼が強調していた不戦条約の精神ないし戦争違法化思想とどのように関連していたのであろうか。換言すれば、参戦を支持した論理はどのようになっていたのだろうか。

戦争違法化運動のリーダーであり、盟友であったレヴィンソンは大戦の帰趨を見ることなく1942年2月2日に亡くなったが、デューイは彼について次のように述べた。「(戦争違法化により戦争を防止するという) 彼の直接的な目的は、第二次大戦が悲劇的に証明しているように、挫折した。しかし、私は信じている。我々が生きている現在の事態は、大多数の人々が戦争システムのまったくない時代を歓迎するだろうというレヴィンソンの信念とその目的を実現するための社会的手段の可能性への彼の信念を復活させ、強めることの必要を強調しているにすぎない、と」³¹⁾。

かかる指摘はおそらくデューイ自身にも妥当するようと思われる。国際連盟規約や不戦条約を無視した枢軸国による侵略的行動に連盟諸国もアメリカも有効な手を打てず、結局は第二次世界大戦を招いてしまった。戦争を防止できず、その直接の

29) Dewey 1941c. デューイは独ソ不可侵条約によってスターリンとヒットラーの支配体制が「共通の方法原理を持っている」ことが明白になったと指摘した。Dewey 1939b, 256. それは全体主義の脅威を示すものと理解され、したがって、彼は参戦後のアメリカに見られたスターリンの「神格化」現象を厳しく批判した。Dewey 1942d, 293.

30) Dewey 1941f.

31) Dewey 1942c, 301.

脅威はアメリカにも及んだのである。彼はこのことを戦争違法化思想の挫折と受けとめた。そして、挫折をもたらしたものが国際政治における力の現実であることを痛感したと思われる。

デューイの戦争違法化の立場はぎりぎり必要なときには武力を行使する場合があることを認めていた。すなわち、外国の侵略に対する国家の自衛の権利である。アメリカの参戦を支持する彼の思考にひそんでいたのはこの自衛の権利の行使という論理であった。これは次の発言に見られる。

「中国とアメリカはともに平和愛好国である。われわれは他国を侵略する意図をまったく持たないし、同時に侵略されないことを決心している。にもかかわらず、われわれは今やともに侵略してきた敵と戦っている。われわれは戦争を強いられた。共通の目的は独立と自由の保持である。我々は国を防衛しようとしている。最後の勝利を実現するために全力を尽くすであろう。米中両国民は勝利の後に残酷な威圧的政治の一切ない世界を実現することを決心している」³²⁾。

ここには、戦争を防止できなかったという戦争違法化思想の挫折を踏まえながら、自衛の権利の行使という戦争違法化思想に含まれる論理を使ってアメリカの参戦を正当化していることが見てとれる。だが、「残酷な威圧的政治の一切ない世界」を実現するために最後の勝利まで全力を尽くす決心が語られていることからみれば、デューイがアメリカの参戦を自国の防衛という消極的な視点だけではなく、積極的な戦争目的を考えていたことがうかがわれる。これは先にふれたレヴィンソンへの評言において戦争違法化思想の挫折という事実を認めながらもなお「戦争システムのない時

代」をつくる必要があるとした彼の思いと繋がっているとさえいえる。

(2) 全体主義国家の脅威の除去

全体主義の脅威の増大は「敵の本性の理解」のために「ナチズムの理論と実践の分析」にデューイを向かわせた。その結果、彼はナチス・ドイツとの戦争の意味を次のように捉えた。「全体主義的国家との戦争は侵略の領域を絶えず拡大することによってのみ存続しうる攻撃的生活様式との戦いである。それは生活のあらゆる局面に組織的暴力が侵入してくることへの戦い」であり、ヒトラーはドイツ国内での成功によって、世界中にその侵入を拡大しようとしている³³⁾。

全体主義による戦争は「新しいスタイルの戦争」であり、それゆえにその脅威をかつての軍国主義ドイツのそれよりもはるかに恐るべきものとしている。全体主義は普通の人々の日常生活のあらゆる側面を組織的に支配し、統制する方法であり、暴力的手段を前面に押しだし、個人の自由な行動を抑圧するからである。戦争はアメリカ国民の生活がそのような全体主義的国家による脅威にさらされていることを意味していた。全体主義の方法はアメリカの民主主義的生活様式と対立し、それを脅かすものと考えられたのである³⁴⁾。

デューイによれば、全体主義の脅威はアメリカ国内において発生する可能性があったと思われる。「たとえドイツがアメリカに実際に侵攻したり、アメリカを打ち負かしたりすることはないにしても、ヨーロッパにおいて勝利する場合には、アメリカは次の攻撃に対する防衛の手段としてナチスの方法を採用せざるをえなくなり、アメリカ的な生活様式が

32) Dewey 1942b, 369.

33) Dewey 1942a, 446. この論文は、*German Philosophy and Politics* (1915) の第二版が1942年に刊行されたときにその序文として書かれた。足立幸男訳『ドイツ哲学と政治』1977年、木鐸社。

34) Dewey 1942c, 131. Dewey 1942i.

35) Dewey 1942i. Bullert, 165.

36) Dewey 1942i. チャーチル首相とローズヴェルト大統領は1941年8月14日にイギリスとアメリカの戦争目的を共同で宣言する「大西洋憲章」を発表し、その第8項で「一般的安全保障制度」(のちの国際連合)の樹立を主張していた。Hofstadter, 408.

次第にナチス化される」と予想されたからである。彼は真珠湾攻撃をうけた晩に行われた講演会で、「現在の戦争は自由の統治が存続できるかどうかの大きな転換点を表現している」と語った。かくして、彼は「全体主義の脅威の増大は武力によって対抗されなければならない」と考え、参戦を容認したのである³⁵⁾。

デューイには、「枢軸国が打倒され、そして軍国主義的な国家の台頭を防止するために戦後において何らかの世界組織が実現されるまでは、その脅威がわれわれにのしかかるだろう」と思われた。換言すれば、全体主義の脅威を除去するために、最後の勝利まで戦って枢軸国を打倒すること、さらに将来において枢軸国のような好戦的国家の出現を防止するための世界組織をつくる必要がある。これがデューイの考えた戦争目的だった³⁶⁾。

ところで、デューイは世界組織について次のように述べた。「世界組織の計画は実際にはある種の「アングロ・サクソンのヘゲモニー」を意味するか、あるいは「邪悪な国家」が勝手気ままに行動することを防止するための何らかの準軍事的な世界警察機能を意味するように思われる」³⁷⁾。

ここでデューイは大戦後の世界組織が軍事的な機能を持つことを想定しているが、それは制裁を否定してきたこれまでの立場からの明らかな変化である。この変化をもたらしたのは、不戦条約が戦争違法化を規定したにもかかわらず、枢軸国のようにそれを無視して侵略的行動に出る国が出現したことによって挫折したことと、そのような事態をもたらした国際政治における力の現実を改めて認識したことであつたと考えられよう。彼はそのよ

うな事態の再現を防止するために、軍事的機能を持つ世界組織が必要だと考えるに至つたのである。これは国際連盟に反対したかつての態度からの転換であり、やがて創出される国際連合を支持する理由となつた³⁸⁾。

(3) 戦争と市民的自由の抑圧

戦時下における市民的自由の制限の問題はデューイの重要な関心事であり、当初の参戦反対の根本的な理由であつた。やがて参戦支持に向かう過程で、「戦時において市民的自由の一定の制限は避けがたい。しかしそれは必要悪として認識されるべきである」と考えるようになったが、参戦を支持してもこの問題に無関心になつたわけではない。

アメリカが参戦してまもなく「必要悪」としても決して容認できない事件が起きた。大統領命令により太平洋岸の三州に在住していた10万人を超える日系アメリカ人が日系ということだけで強制的に居住地を追われ、収容所に集団移住させられたのである³⁹⁾。

デューイは著名な神学者のラインホルド・ニーバーや反戦活動家で社会党のノーマン・トーマスなどと21人の連名でローズヴェルト大統領に書簡を送り、命令の撤回を要請した。彼らは、日本人だけに行つた強制移住の措置が「倫理的正当化をまったくできない人種差別」であり、「合憲的あるいは民主的であると納得しうる適切な証拠がまったくなく、ナチスがユダヤ人に対して実行した全体主義的なやり方に近似している」と指摘した。そして、「現在強制移住させられている日系アメリカ人の権利と利益が守られること、また彼らの利益の

37) Dewey 1942g.

38) この転換はデューイが第一次大戦期の戦後構想の立場にもどつたことを意味している。それは「アングロ・サクソンのヘゲモニー」を否定しつつ、ウィルソン大統領の国際連盟構想を支持するものだった。(小西2006) 戦間期において国際連盟加入に反対したにもかかわらず、第二次大戦後に国際

連合の組織の必要性を考えるにいたつた政治理論的検討について、Dewey 1946, 375-478で述べられている。Wright, xiは、デューイの盟友であるレヴィンソンが最晩年に戦争違法化の原理が国際的な制裁組織を必要とすることを理解するようになったと指摘している。

39) Shannon, 480.

搾取や軍隊での差別的扱いから守られることを希望する」と要請した。デューイは参戦を容認しても戦時体制下の政府の行動について決してすべてを支持したわけではなかったのである⁴⁰⁾。

V 結びにかえて

デューイが戦争違法化の立場から参戦反対を主張していたにもかかわらず、最終的に第二次大戦へのアメリカの参戦を支持したことはあるいは変節と見えるかもしれない。だが、彼は国際政治において絶対的平和主義の立場をとっていたわけではないのであるから、どうしても必要なときに武力の行使を支持することは彼の思想の中では否定されていなかった。彼の政治における思考方法は「それぞれの時点における最優先の課題に従って力点を変える」ということであった。だとすれば、参戦支持に至るぎりぎりの時点まで、平和的手段による解決を求め、武力に訴えることをできるだけ回避することを最優先の課題と考えていたが、アメリカへの脅威の増大という状況の緊迫化に伴い最優先の課題が変わって参戦を支持することになったと理解できる⁴¹⁾。

他方で、彼は不戦条約と戦争違法化思想の現実的挫折を感じるとともに、国際政治の現実を動かしている力の要素を痛感した。それゆえに条約を無視して侵略的行動を起こす好戦的国家に対しては軍事的制裁も必要だと考えるようになった。軍事的機能を持つ世界組織の樹立を考えたことはその表れであり、これは明らかに従来の制裁反対の立場からの変化であった。

しかし、この変化は戦争違法化思想の放棄を意味するものではないだろう。デューイはレヴィン

ソンへの評言において大戦後に「戦争システムのない時代」を実現することの必要を強調していた。このことは国際政治における力の現実を踏まえながら戦争違法化思想をどのようにして実現してゆくのかわという困難な課題に改めてとりくむことを意味したと思われる。

第二次大戦へのデューイの態度は国際紛争の解決において戦争に訴えることをあくまで回避しながら、ぎりぎりのところで武力の行使を現実的に否定しなかった。このことは彼の戦争違法化思想が紛争の解決において性急に戦争にたよる行動をするのではなく、どうすれば武力以外の平和的手段によって解決できるかを徹底的に追求する、その上で、最終的には武力への依拠が必要となる場面があることも認めることを意味している。

戦争違法化思想は国際法において戦争放棄を規定すればそれで済むということではない。それは絶対的平和主義と違って原理的に武力を否定することはしないが、現実の国際紛争において闇雲に戦争を想定して解決を図ろうとするのではなく、平和的な手段による解決を追求することによって可能な限り戦争を回避すべきであるというメッセージを含んでいる。そして、これはデューイが大戦後に認めるにいたった世界組織による武力制裁のあり方についても当然に妥当することであろう。1930年代から第二次大戦にかけての彼の軌跡はそのことを示唆しているように思われるのである。

さて、第二次大戦後には米ソの対立に伴う冷戦や核兵器という新たな問題が生じてくる。最晩年期であったが、戦後の国際秩序に関するデューイの思索はなお少し続いた。その検討が残っているが、もはや紙幅が尽きたので、稿を改めて果たすことにしたい。

40) Dewey 1942f.

41) Dewey 1939e. Ratner, 382はデューイの態度変化を「経験的証拠によって戦争違法化の可能性についての仮説を検証するというデューイの指導原理が機能して、アメリカの軍事行動の最終的な必要性の主張に導いた」と指摘している。

引用・参考文献

- Dewey, John 1932a Peace--by Pact or Covenant? *The Later Works of John Dewey*, Vol.6, Southern Illinois University Press
- — 1932b Are Sanctions Necessary to International Organization? No, *Ibid.*
- — 1933 Outlawry of War, *The Later Works of John Dewey*, Vol.8
- — 1935 When America Goes to War, *Modern Monthly*, 9
- — 1936 John Dewey to S.O.Levinson (1936.5.12), *The Dewey Correspondence*, Vol.2, Electronic Edition
- — 1939a No Matter What Happens--Stay Out, *Common Sense*, Vol.8
- — 1939b The Basis for Hope, *The Later Works of John Dewey*, Vol.14.
- — 1939c Higher Learning and War, *Ibid.*
- — 1939d John Dewey to Max C. Otto (1939.10.23), *The Dewey Correspondence*, Vol.2, Electronic Edition
- — 1939e John Dewey to Hu Shi (1939.10.27), *Ibid.*
- — 1941a Address of Welcome to the League for Industrial Democracy, *The Later Works of John Dewey*, Vol.14
- — 1941b John Dewey to James T. Farrel (1941.3.6), *The Dewey Correspondence*, Vol.3, Electronic Edition
- — 1941c John Dewey to John T. Flynn (1941.3.21), *Ibid.*
- — 1941d John Dewey to Selden Rodman (1941.5.24), *Ibid.*
- — 1941e John Dewey to Selden Rodman (1941.7.29), *Ibid.*
- — 1941f John Dewey to Kang-chen-Tuan (1941.7.29), *Ibid.*
- — 1942a The One-World of Hitler's National Socialism, *The Middle Works of John Dewey*, Vol.8
- — 1942b Message to the Chinese People, *The Later Works of John Dewey*, Vol.15
- — 1942c Forward to John E. Stoner's *S. O. Levinson and the Pact of Paris*, *Ibid.*.
- — 1942d Mission to Moscow Reveals No New Evidence on Soviet Trials, *Ibid.*
- — 1942e What Kind of a World Are We Fighting to Create?, *The Later Works of John Dewey*, Vol.17
- — 1942f John Dewey et al. to Franklin D. Roosevelt (1942. 4.30), *The Dewey Correspondence*, Vol.3, Electronic Edition
- — 1942g John Dewey to Mercedes Moritz Randall (1942.6.4), *Ibid.*
- — 1942h John Dewey to Roberta L. Grant Dewey (1942.8.31), *Ibid.*
- — 1942i John Dewey to Henry Fowles Pringle (1942.9.1), *Ibid.*
- — 1946 1946 Introduction to *The Public and Its Problems*, *The Later Works of John Dewey*, Vol.2
- Adler, S 1957 *The Isolationist Impulse*, Abelard-Schuman
- Buell, R.L. 1932 Are Sanctions Necessary to International Organization? Yes, *The Later Works of John Dewey*, Vol.6
- Bullert, G., 1983 *The Politics of John Dewey*, Prometheus Books
- Chatfield, C. 1971 *For Peace and Justice Pacifism in America 1914-1941*, Beacon Press
- Curti, M. 1936 *Peace or War The American Struggle 1636-1936*, J.S.Canner & Company, 1959
- DeBenedetti, C. 1978 *Origins of the Modern American Peace Movement, 1915-1929*, KTO Pree
- Ferrell, R.H. 1952 *Peace in Their Time*, Yale University Press
- Hofstadter, R. 1969 *Great Issues in American History*, Vintage Books
- Howlett, C.F., 1977 *Troubled Philosopher John Dewey and the Struggle For World Peace*, Kennikat Press
- Jonas, Manfred 1966 *Isolationism in America*, Cornell University Press

- ◎ Josephson, Harold 1975 *James T. Shotwell and the Rise of Internationalism, America*, Associated University Press
- ◎ Levinson, S.O. 1929 The Sanction of Peace, *The Christian Century*, December 2
- ◎ — 1936 S.O. Levinson to Cordell Hull (1936.5.9), *The Dewey Correspondence*, Vol.2, Electronic Edition
- ◎ Maddox, R.M. 1969 *W.E. Borah and American Foreign Policy*, Louisiana State University Press
- ◎ Mumford, L. 1939 Fascism Is Worse Than War, *Common Sense*, Vol.8
- ◎ Ratner, S. 1988 John Dewey's Philosophy of War and Peace, in *Philosophy, History and Social Action*, eds., S. Hook, W.L.O'Neill and O'Toole
- ◎ Shannon, D.A. 1969 *Twentieth Century America*, Second Edition, Rand McNally
- ◎ Shotwell, J.T. 1961 *The Autobiography of James T. Shotwell*, The Bobbs-Merrill
- ◎ Stoner, J.E. 1943 *S.O. Levinson and the Pact of Paris*, The University of Chicago Press
- ◎ Westbrook, R.B. 1991 *John Dewey And American Democracy*, Cornell University Press
- ◎ Wright, Q. 1942 Forward to John E. Stoner's *S. O. Levinson and the Pact of Paris*, in Stoner.
- ◎ 大沼保昭 1975『戦争責任論序説』(東京大学出版会)
- ◎ 井上弘貴 2008『ジョン・デューイとアメリカの責任』(木鐸社)
- ◎ 河上暁弘 2006『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究—「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』(専修大学出版局)
- ◎ 久野 取 1969『憲法の論理』(みすず書房)
- ◎ 小西中和 1983「ジョン・デューイの平和思想についての一考察」横越英一・他編『政治学と現代世界』(御茶の水書房)
- ◎ — 1985「1930年代におけるジョン・デューイの政治論についての一考察(2)」『東海女子大学紀要』4号
- ◎ — 1996「デューイ平和思想への視点」滋賀大学『彦根論叢』300号
- ◎ — 2006「第一次大戦とデューイ」滋賀大学『彦根論叢』358号
- ◎ — 2006「第一次大戦をめぐるボーンとデューイの対立」滋賀大学『彦根論叢』359号
- ◎ — 2012「ジョン・デューイの日本論」滋賀大学『彦根論叢』391号
- ◎ 齊藤孝 1978『戦間期国際政治史』(岩波書店)
- ◎ 永井陽之助 1967『平和の代償』(中央公論社)
- ◎ — 1978『冷戦の起源』(中央公論社)
- ◎ 三牧聖子 2014『戦争違法化の時代』(名古屋大学出版会)
- ◎ 森田尚人 2005「ジョン・デューイと全体主義の時代体験——歴史的コンテクストの中の戦争と平和」『日本デューイ学会紀要』第40号

John Dewey and the Second World War

Nakakazu Konishi

Dewey vigorously supported American intervention in the First World War. After the disillusionment with the Versailles Peace Treaty, Dewey came to regard his support of American Intervention with regret and to oppose American ratification of it and American entrance into the League of Nations.

Then he supported a program called the Outlawry of War which had been initiated by a lawyer from Chicago, S.O. Levinson. In 1928 he supported the Paris Peace Pact that condemned war as a means of solving international controversies and renounced it as an instrument of national policy. He disavowed the use of military force as a sanction against a nation which violated the principles of international peace.

During the 1930s Dewey opposed any appeal to sanctions and argued that no matter what happens the United States stay out.

But as the dangers of totalitarianism became increasingly clear, Dewey's attitude changed. After Pearl Harbor, He concluded that they had to be met with force and approved the American involvement in the Second World War.

Dewey's attitude toward the World War suggests that Outlawry of War is not only the matter of international law such as the Paris Pact, but the matter of human attitude, which we will not settle international disputes by war, but will make efforts to settle them by all pacific means to the utmost.